

議案第253号

福岡市立早良市民プール等に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する福岡市立早良市民プール等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市立早良市民プール等に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立早良市民プール及び福岡市立城南市民プール

2 指定管理者に指定する者

セントラルスポーツ共同事業体

代表者 東京都中央区新川一丁目21番2号

セントラルスポーツ株式会社

福岡市中央区今泉一丁目12番23号

西鉄ビルマネジメント株式会社

3 指定する期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで